

## 貧困研究から見るベーシックインカム

ベーシックインカムとは、国民（女性、子供にも）に定期的に一定額の金銭給付をするという構想なので、貧困者にとっては最低生活を保障される事となり、ベーシックインカムは事実上の普遍的な公的扶助、貧困対策の機能をもつ。そこで貧困政策の側面からベーシックインカムの在り方、望ましい法形式を考える。

### ① 貧困研究から学ぶもの

ノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・センの貧困研究は、所得を媒介にする社会的厚生関数（貧困測度）の研究として始まり、彼はこの伝統的な手法によって、セン測度と言われる貧困者内部の格差に注目する新しい貧困測度を開発している。この測度は絶対的貧困と相対的貧困と言う二つの貧困の関係を数理的に顕かにしている。

セン測度はジニ関数が関与する数値を抱えており、その事からも分かるように貧困には他者との比較において問題になる不平等問題が内包されており、社会の所得分布、貧困率や貧困ギャップ比率、貧困者のジニ関数の動向により伸縮する事象を抱えている。この部分は相対的貧困と考えられ、先進国型、発展途上国型の貧困の様相と一致している。

「絶対的貧困」とは生物学的な生命維持を果たせない程の低所得状態だが、P.タウゼントは、豊かな社会の内部には生物学的な生存は果たせても、その社会の平均的な水準と比べて自分の生活状態が劣っているために、剥奪感を感じて無気力状態を来す貧困があると見て、1970年代に新しい貧困、「相対的貧困」を指摘し、この概念は定着を見ている。

戦後復興なった社会には、「貧困な人々の生活資源は、平均的な個人や家族が自由にできる生活資源に比べて極めて劣っているために、通常社会で当然とみなされている生活様式、習慣、社会的諸活動から事実上締め出されて（deprived）いる<sup>1)</sup>とされる「物質的な窮乏」とは異なる「剥奪」と言う概念によって輪郭づけられる貧困があり、それを「質的なものを視野にいれた」新しい貧困、「相対的貧困」と定義づけた。

セン測度はこれら二つの貧困は互いに重なり合いながら貧困全体を形づくっており、絶対的貧困は生命維持に係わる部分として大きく変化しないが、相対的貧困は社会の所得分布の動向により伸縮して絶対的貧困を覆いあるいは露出させている事を数理的に示した。

この社会内の格差、不平等故に、自分の生活を惨めと感じて無力感をきたすと言う、相対的貧困の定義自体が、貧困とは人を無気力にする、人間の本質である思惟し行動する力、ケイパビリティ（潜在能力）を奪う問題である事を示していると考えられる事ができよう。

ここに貧困政策は、人間の生きる力、活動力などの人間の本質を衰弱させる問題への対応であり、生産現場でのマンパワーの質にも係わる問題として、経済政策の前提とされるべき政策である事が示されていると思われる。

---

1 杉村宏 『貧困・不平等と社会福祉』 P72 有斐閣 1997年4月

貧困とは相対的貧困という不平等問題を抱えているが故に、単に経済問題、財の再配分問題を越えて、社会政治的な多焦点性を有する問題である事が浮かび上がってくる。その為、センは貧困を測るにあたり、ケイパビリティ（潜在能力）と言う、所得情報ばかりでなく、多様な情報に依拠する概念、ケイパビリティを創出して、貧困の様々な焦点、社会政治的な局面をも反映する貧困測定を試みている。（貧困へのケイパビリティ・アプローチ）

貧困研究の現段階を踏まえれば、貧困政策に考慮されるべき視点は以下の通りである。

1. 貧困とは人間にとって大切なものが不足している状態であり、その大切なものとは物質的満足、豊かさを含んでいるが、そればかりではない。それはその人が望むような生活が実現されているか、否かであり、実現するための手段、方途、行動が社会的な制約に晒されていない事と考える事ができる。制約があればそれを補う社会システムが必要であり、所得、生活財の窮乏は、その豊かさを実現する方途、行動の自由のベースが喪われている事になる。—財の公正配分は不可欠—
2. 絶対的貧困と相対的貧困は混然一体的であるところから、絶対的貧困に対応する生活財や所得保障給付は、相対的貧困への対応（非貨幣的ニーズ、社会的制約への対応）である諸社会サービスとリンクし、互いに混然一体的な支給が求められる。—生活財や所得保障制度は社会サービスとの混然一体的な支給が必要—
3. 各人のケイパビリティ（潜在能力）の平等、拡大を求め、脱貧困を求めるならば、財活用する人の社会行動の制約条件を解消する社会サービス（医療・福祉・雇用・教育）は重要であり、そのアクセス保障が求められる。制度は人間の多様性を前提として、利用者の選択性を保障できる、利用者中心主義的な実施が求められる。

—社会サービスの整備、制度利用に利用者中心主義的な視点が大切—

## ② ベーシック・インカムをどのように法制化、実現すべきか

上記1により所得保障制度（ベーシックインカム等）は貧困政策の中核部分、基礎部分に位置する重要不可欠な要素であり、かつ上記2により対人社会サービス（医療、介護、求職サービス等）との一体的な構成、実施体制を採る必要がある。

社会サービス実施体制において社会保険形式を採るならば、所得保障制度（ベーシックインカム等）は社会保険税、分担金を担保する機能から、社会保障制度全般（所得保障と社会サービス）の中核に位置する事になる。

さらに上記3により利用者中心主義的な、制度の利用者個々の国民の自己決定が尊重され得る構成が求められる。この観点は制度が現に困窮している人々の支持を得て必要な時には利用される為に必要不可欠な観点であり、制度定着の鍵となるであろう。

ベーシックインカムは全ての国民（女性、子供も含む）への無条件一律給付なので、利用者の個別性や自己決定への配慮なき制度とも考えられるが、使用目的に制限を付ける事

無く（生活保護は最低生活保障に限定）給付されるならば、各受給者は自己決定的に自分の生活実態に即した使い方ができる。財サービス市場における購買による投票行動は、利用者の自己決定する力、人々の社会行動する力を引き出すであろう。

### ③ 部分的ベーシックインカム

ところで一律無条件給付である完全ベーシックインカムは、ミーンズテストが完全に撤廃された制度であり、ミーンズテストによる選別が無い全ての国民共通の普遍的な制度である。この形式は、受給者達とその他の国民との区別を無くし、全国民を一体として扱う制度なので、この制度を利用する際に受給者が自分を不名誉と感じ、また国民の側が受給者に対する否定的な感情、敵意を抱くなどの事態を解消に導く給付形式と理解されている。

たとえばミーンズテストを完全に撤廃する制度（完全ベーシックインカム）の前段にさまざまなミーンズテストの改変をステップとして想定すれば（給付要件の段階的縮小など）、それらがベーシックインカムのバリエーション、部分的ベーシックインカムである。（不平等問題で有名なアトキンソンが提唱している。）

ここに福祉制度受給者への偏見に配慮して構築主義的なアプローチ（[当ホームページの](http://mirai21canal.com/documents.html)[アフーマティヴ・アクションから見る福祉制度](http://mirai21canal.com/documents.html) <http://mirai21canal.com/documents.html>参照）を試みれば、福祉受給者と非受給者との社会的な区別を薄め、解消に導くために、全ての人に共通に起こり得る生活問題（病気、失業、要介護、結婚、出産、高齢等）の延長上に貧困問題を置いた上で、政策対応する事が考えられる。

この観点から様々な生活問題に対応する**各種社会保険（医療介護、失業、保育等）サービスが必要な場合に、その要否判定とリンクする所得保障制度、部分的ベーシックインカムを持つ社会保障体系が構想される。**

この構想は利用者裁量、自己決定が果たされる部分的ベーシックインカム（使用目的自由）を中軸にする国民生活の基礎部分（所得保障による食費等の生活の基礎部分と医療介護教育保育サービス等の社会サービス）の保障であり、社会保障制度全体を意味する。

（このような給付は世帯内の強者が弱者の給付金を収奪する等の不公正が生じる可能性に要配慮だが、現に困難に直面している被災者、被虐待者などの行動の自由、選択性は格段に増すであろう。最も困窮している人々と社会や家族内の力関係が、給付金によって変化を来すであろう。そしてリーマンショックのような地球規模で伝播する経済危機に対して、一定の緩衝作用を持つ、自立的であって必要によって一部閉じられる国民経済、国民生活の基礎的部分を賄う経済システムのベースを提供するであろう。）

—グローバル経済に対して緩衝作用を持つ一定の国民経済システムを創出する。—